

定期考査時に特別警報、暴風警報又は警戒レベル4以上が発表された場合 の対応について

I 尾張東部全域又は名古屋市（熱田区）に特別警報、暴風警報、または警戒レベル4以上が発表された場合、
定期考査は以下のように対応する。

1 特別警報、警戒レベル4以上が発表された場合

自宅待機とする。その日の考査は実施しない。中止になった考査の実施日については、別途教務部より指示する。

2 暴風警報が発表された場合

(1) 暴風警報が始業時刻（8時35分）の2時間前までに解除された場合

- ・平常通り考査を実施する。ただし、公共交通機関が計画運休を予定した場合などについては、別途協議して連絡する。

(2) 暴風警報が始業開始2時間前より午前11時までに解除された場合

- ・午後1時にS T（出欠確認）
- ・午後1時20分より、考査を実施する。
解除後早めに登校した生徒は、各教室を自習室として使用してもよい。

(3) 暴風警報が午前11時を過ぎてのち解除されるか、または引き続き解除されない場合

- ・当日の考査は中止する。実施予定の考査は、考査最終日の翌授業日に実施する。

II 特別警報、暴風警報、又は警戒レベル4以上が考査実施中に発表された場合

考査は即刻中止する。その後状況に応じて、下校、校内待機、校外の避難所への移動、保護者への引き渡し等の対応を行う。

中止になった考査の実施日については、別途教務部より指示する。

※ 生徒の居住地の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況により、安全に登校できない場合は当該生徒を自宅待機とする。

※ 詳細は、あんしんメール等で生徒・保護者・教員へ連絡をする。